

第72回香川県新型コロナウイルス対策本部会議

第14回香川県経済・雇用対策本部会議

次 第

日 時：令和3年8月30日（月）部長会議終了後
場 所：県庁12階 大会議室

議 題

1. 本県の現状について
2. まん延防止等重点措置の対応状況等について
3. 催物（イベント等）の開催に係る留意事項について
4. 新型コロナウイルス感染症による県内経済等の状況について
5. その他

香川県の現状

資料 1 - 1

【8/9～緊急事態対策期】

直近1週間の 累積新規感染者数		先週1週間の 累積新規感染者数	
8月28日現在	8月21日現在	8月28日現在	8月21日現在
549人	598人	598人	411人

8月 累積新規感染者数		7月 累積新規感染者数
8月28日現在	8月21日現在	
1825人	1276人	210人

指 標	8月28日現在	8月21日現在
① 直近1週間の累積新規感染者数 (対人口10万人)	10万人当たり 57.4人 <直近1週間(8/22～8/28) 549人>	10万人当たり 62.6人 <直近1週間(8/15～8/21) 598人>
② 感染経路不明者数の割合	42.4% <①のうち感染経路不明は233人>	44.1% <①のうち感染経路不明は264人>
③ 直近1週間と先週1週間の比較	0.9 <先週1週間(8/15～8/21) 598人>	1.5 <先週1週間(8/8～8/14) 411人>
④ 医療のひっ迫具合 (入院医療：確保病床の使用率)	56.0% <入院患者131人/病床234床>	59.4% <入院患者139人/病床234床>
// (入院医療：入院率)	17.9% <入院患者143人/療養者数800人>	18.0% <入院患者146人/療養者数813人>
// (重症者用病床：確保病床の使用率)	25.0% <重症者数7人/病床28床>	32.1% <重症者数9人/病床28床>
⑤ 療養者数(対人口10万人)	10万人当たり 83.7人 <800人[入院143人、宿泊療養等657人]>	10万人当たり 85.0人 <813人[入院146人、宿泊療養等667人]>
⑥ 直近1週間のPCR陽性率	7.7% <陽性549人/検査数7118人>	9.2% <陽性598人/検査数6473人>

(参考) 国分科会提言(R3.4.15) における指標及び目安	
ステージⅢ	ステージⅣ
1週間10万人当たり 15人以上	1週間10万人当たり 25人以上
50%以上	
—	
20%以上	50%以上
40%以下	25%以下
20%以上	50%以上
10万人当たり 20人以上	10万人当たり 30人以上
5%以上	10%以上

香川県の感染者の状況等（8/21～8/27発生分）

n=581

資料 1 - 2

○性別

男	293人	50%
女	288人	50%
計	581人	100%

○年代

10歳未満	47人	8%
10歳代	77人	13%
20歳代	144人	25%
30歳代	100人	17%
40歳代	88人	15%
50歳代	57人	10%
60歳代	32人	6%
70歳代	21人	4%
80歳代	14人	2%
90歳以上	1人	0%
計	581人	100%

【参考】

○療養状況（8/28時点）

入院	143人	（うち確保病床131人）
宿泊療養	85人	
自宅療養	226人	
調整中	346人	
計	800人	

○リンク有無

特定※	344人	59%
不明	237人	41%
計	581人	100%

○感染経路（上記※内訳）

同居家族	167人	49%
職場	76人	22%
知人との交友活動	50人	15%
親族	24人	7%
医療・介護等施設	9人	3%
学校	7人	2%
保育施設	6人	2%
ビジネス	2人	1%
調査中	3人	1%
計	344人	100%

○県外歴

有	100人	17%
無	481人	83%
計	581人	100%

○外食・会食

有	148人	25%
無	433人	75%
計	581人	100%

○居住地

高松市	255人	44%
丸亀市	62人	11%
坂出市	37人	6%
善通寺市	15人	3%
観音寺市	44人	8%
さぬき市	10人	2%
東かがわ市	38人	7%
三豊市	33人	6%
三木町	12人	2%
直島町	2人	0%
宇多津町	16人	3%
綾川町	7人	1%
琴平町	2人	0%
多度津町	12人	2%
まんのう町	2人	0%
土庄町	9人	2%
小豆島町	7人	1%
県外	18人	3%
計	581人	100%

重症者の状況（7/28（患者発生日）以降） n=15

資料 1 - 3

○性別		
男	10人	66.7%
女	5人	33.3%

○ワクチン接種の有無		
2回接種	0人	0%
1回接種※	3人	20.0%
無	12人	80.0%

※いずれも1回目のワクチン接種後10日以内の発症

○年代		
40歳未満	0人	0%
40代	5人	33.3%
50代	7人	46.7%
60代	3人	20.0%
70歳以上	0人	0%

※参考 5月の発生 n=12		
50歳未満	0人	0%
50代	3人	25.0%
60代	2人	16.7%
70代	4人	33.3%
80代	2人	16.7%
90歳以上	1人	8.3%

○基礎疾患		
有	4人	26.7%
無	11人	73.3%

○肥満		
有※	2人	13.3%
無	5人	33.3%
不明	8人	53.4%

※BMI30以上

○喫煙		
有	3人	20.0%
吸っていた	2人	13.3%
無	10人	66.7%

香川県広域集団接種センター

◇実施状況

1回目（8月2日～22日実施分）の接種人数は15,070人。8月23日から15,070人に対し、順次2回目を実施

区分	接種人数	区分	接種人数
高齢者・障害者施設等の従事者	1,894人	高校3年生	2,678人
小・中・高校の教職員等	6,213人	飲食店従事者	387人
保育所・こども園等の職員	1,712人	県職員(対人支援等を担う者)	323人
警察官等	1,168人	キャンセル対応等	137人
消防団員等	558人	計	<u>15,070人</u>

◇妊婦の方への接種について

○接種日：（1回目）9月11日（土）、12日（日）

※2回目の接種は、別途、県が設ける臨時の特設会場で行う。

○接種場所：【高松会場】香川大学体育館（高松市幸町）

○予約枠：各200人

○予約方法：8月30日（月）～9月3日（金）9時から17時まで、

専用電話により受付（薬務感染症対策課内） 電話番号：087-832-3923

各市町の新型コロナウイルスワクチン接種状況について (8/26 時点・推計)

高齢者を含む 12 歳以上の方への新型コロナウイルスワクチンの接種状況（推計）については、次のとおりです。

(令和 3 年 8 月 26 日時点)

市町名	人口 (全年齢)	1 回目接種		2 回目接種	
		接種回数	接種率	接種回数	接種率
高松市	427,131	192,516	45.07%	148,321	34.72%
丸亀市	112,899	46,820	41.47%	36,211	32.07%
坂出市	52,792	25,357	48.03%	22,020	41.71%
善通寺市	32,023	17,351	54.18%	13,382	41.79%
観音寺市	59,959	32,290	53.85%	24,255	40.45%
さぬき市	48,121	25,634	53.27%	20,065	41.70%
東かがわ市	30,212	14,701	48.66%	11,536	38.18%
三豊市	65,239	36,745	56.32%	29,577	45.34%
土庄町	13,740	9,167	66.72%	7,895	57.46%
小豆島町	14,474	8,925	61.66%	7,736	53.45%
三木町	28,080	15,991	56.95%	11,897	42.37%
直島町	3,062	2,450	80.01%	2,319	75.73%
宇多津町	18,553	9,444	50.90%	7,373	39.74%
綾川町	24,072	15,035	62.46%	11,099	46.11%
琴平町	9,032	5,944	65.81%	4,983	55.17%
多度津町	23,405	14,180	60.59%	11,298	48.27%
まんのう町	18,467	11,584	62.73%	10,413	56.39%
県全体	981,261	484,134	49.34%	380,380	38.76%

※住民基本台帳人口（令和 2 年 1 月 1 日現在）

※各市町等が入力したワクチン接種記録システム（VRS）のデータに基づく（医療従事者等、香川県広域集団接種センター、職域接種における接種回数を含む）

※接種率は、全人口に占める割合

まん延防止等重点措置の対応状況等について

1. まん延防止等重点措置の対応状況

- (1) 高松市内の飲食店への営業時間短縮等の要請を踏まえた巡回の実施状況（特措法第31条の6第1項）

8月20日（金）から28日（土）までの巡回店舗数等

・昼間：感染対策の実施状況の確認	巡回人数：	<u>59人</u>
	巡回店舗数：	<u>606店</u>
・夜間：時短営業の実施状況の把握	巡回人数：	<u>26人</u>
	巡回店舗数：	<u>2,043店</u>

- (2) 県内の大規模施設への営業時間短縮等の要請を踏まえた巡回の実施状況（特措法第24条第9項）

8月20日（金）から28日（土）までの巡回店舗数等

・夜間：時短営業の実施状況の把握	巡回人数：	<u>3人</u>
	巡回施設数：	<u>24施設</u>

2. 県独自の対策の実施状況

- 高松市内の飲食店への営業時間短縮等の協力要請を踏まえた巡回の実施状況（特措法第24条第9項）

8月7日（土）から19日（木）までの巡回店舗数等

・昼間：感染対策の呼びかけ等	巡回人数：	<u>76人</u>
	巡回店舗数：	<u>1,555店</u>
・夜間：時短営業の実施状況の把握	巡回人数：	<u>36人</u>
	巡回店舗数：	<u>2,655店</u>

3. 飲食店の営業時間短縮協力金コールセンターの問い合わせの状況

8月7日（土）から27日（金）までの問い合わせ件数 1,403件

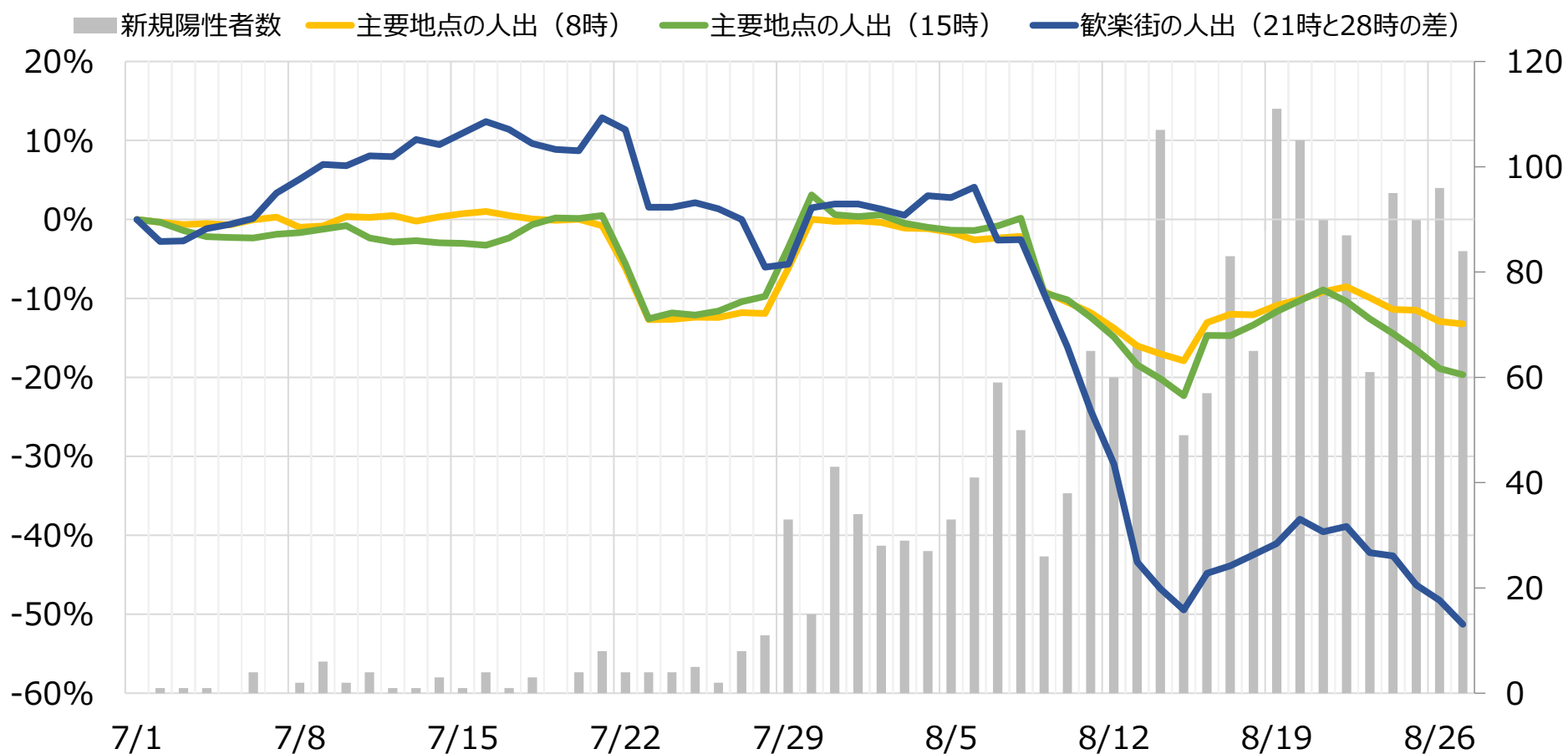
4. 高松市における新規感染者のうち、外食・会食歴のある者の推移

期間	新規感染者 A	会食・ 外食歴 B	割合 B/A	外食歴 C	割合 C/A
7月21日～31日	128人	80人	62.5%	66人	51.6%
8月1日～6日	148人	72人	48.7%	56人	37.9%
8月7日～19日 (時短)	473人	168人	35.5%	96人	20.3%
8月20日～24日 (まん延防止)	189人	26人	13.8%	14人	7.4%

5. 人流のデータ

次ページ参照

香川県の主要地点、歓楽街の人出（7月1日比、8月28日時点）



(主要地点：高松駅、歓楽街：香川瓦町)

モバイル空間統計® データ提供元：(株)NTTドコモ、(株)ドコモ・インサイトマーケティング ※「モバイル空間統計®」は株式会社NTTドコモの登録商標です。

資料提供：内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

令和3年8月25日改訂

資料2-2

香川県 まん延防止等重点措置

<期間>

令和3(2021)年8月20日(金)

～

令和3(2021)年9月12日(日)

実施内容

国によるまん延防止等重点措置の適用を踏まえ、以下の市を措置区域とし、感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6及び第24条第9項等により県民等に対して要請を行うとともに、必要な協力を働きかける。

※特措法第31条の6

まん延防止等重点措置に係る措置区域（高松市）の住民・事業者への感染防止の協力要請等

※第24条第9項

県民・事業者への感染防止の協力要請等

措置区域

高松市

期間

令和3年8月20日(金)～9月12日(日)

●県民への協力要請①【法第24条第9項】

- ・ 日中も含めた不要不急の外出・移動を自粛 ※外出する場合にも極力一人で、または家族、あるいは普段行動をともにしている人と少人数で
- ・ 他の都道府県間の不要不急の移動・往来を自粛
- ・ 県外に移動した場合、帰県後14日間は行動記録を取る
- ・ 外出する場合は、適切な感染防止対策を徹底して行動する
- ・ 発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動はもとより、外出を控える
- ・ 感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請等に応じていない飲食店等の利用を自粛
- ・ 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控える
- ・ 路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を自粛
- ・ 厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を積極的にインストールする
- ・ 「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を徹底
- ・ 大人数での会食や飲み会を避けること、大声を出す行動を自粛
- ・ 会食をする際には、座席間隔の確保や換気などの三密回避を徹底
- ・ 感染リスクが高まる「5つの場面」に留意し、そうした場面での会食については、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を行う

【県外から本県へ来県される皆様への働きかけ】

- ・ 旅行や帰省、イベント参加等を極力控えることなど、お住まいの地域において地域外への移動についてどのような対応が求められているかを十分確認

●県民への協力要請②

- 路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を自粛
【法第24条第9項】
- 営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしない
【法第31条の6第2項】
- 混雑した場所等への外出の半減
【法第31条の6第2項】

●事業者への協力要請①

- ・ 飲食店における感染拡大防止を図るため、「かがわ安心飲食店認証」をとる
- ・ 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや県が策定した適切な感染防止対策に基づき、感染防止対策の徹底を図る
- ・ 感染防止対策を徹底していることを示す様式を掲示する
- ・ 在宅勤務（テレワーク）、オンライン会議などの積極的な活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すとともに、接触機会の低減に向け、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進する
- ・ 出勤した場合には、座席間の間隔を取ることや従業員の執務オフィスの分散を促す
- ・ 時差出勤、昼休みの時差取得、自家用車・自転車・徒歩等による通勤等、人との接触を低減する取組みを推進する
- ・ 事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査に協力する
- ・ 医療機関及び高齢者施設等の設置者において、以下の取組みを実施する
 - ・ 従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けること
 - ・ 症状がなくても患者や利用者とは接する際にはマスクを着用すること
 - ・ 手洗い・手指消毒を徹底すること
 - ・ パソコンやエレベーターのボタン等複数の従事者が共有するものは定期的に消毒すること
 - ・ 食堂や詰め所でマスクを外して飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つこと
 - ・ 日々の体調を把握して症状があれば早めの受診をすること

●事業者への要請等②

- 飲食店への営業時間の短縮 【法第31条の6第1項】
- 飲食店に対し、酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む）を行わない 【法第31条の6第1項】
- 飲食を主として業としている店舗へのカラオケ設備の利用自粛 【法第31条の6第1項】
- 政令で定めるまん延を防止するために必要な措置（※）を実施する
(※) 入場をする者の整理等、入場をする者に対するマスクの着用の周知、感染防止措置を実施しない者の入場の禁止、会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）、など 【法第31条の6第1項】
- 大規模商業施設の管理者等に対し、「入場者の整理等」を行う 【法第31条の6第1項】
- 飲食店等以外の政令で定める施設について、
営業時間の短縮を協力要請（大規模な集客施設） 【法第24条第9項】
入場整理等（※）
(※) 施設の入場者の整理・誘導等や人数管理・人数制限等を行うこと、入場整理等の実施状況についてホームページ等を通じて広く周知すること、ポイントデーなど集客イベントの実施を自粛すること、営業日や営業時間の見直しを含めて感染リスクを引き下げる適切な対策を行うこと、など
- 百貨店の地下の食品売り場等について、施設管理者等に対し、「入場者の整理等」を行う 【法第24条第9項】

●事業者への協力要請③【法第24条第9項】

高松市以外

- 飲食店への営業時間の短縮 【法第24条第9項】
- 飲食店等以外の政令で定める施設について、
営業時間の短縮を協力要請（大規模な集客施設） 【法第24条第9項】
入場整理等（※）
(※) 施設の入場者の整理・誘導等や人数管理・人数制限などの「入場者の整理等」を行うこと、
入場者の整理状況についてホームページ等を通じて広く周知すること、ポイントデーなど
集客イベントの実施を自粛すること、営業日や営業時間の見直しを含めて感染リスクを引
き下げる適切な対策を行うこと、など
- 百貨店の地下の食品売り場等について、施設管理者等に対し、「入場者の
整理等」を行う 【法第24条第9項】

●イベントの開催についての協力要請【特措法第24条第9項】

香川県全域

【人数上限等】

○ 収容率又は人数上限のいずれか小さい方を限度とする。

	収容率	人数上限	開催時間
大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合	100%以内※1	5,000人以下	21時まで※4
大声での歓声、声援等が想定される場合	50%以内※2、3		

※1 収容定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空ける。

※2 異なるグループ間では座席を1席は空け、同一グループ内（家族等の日頃行動を共にするグループ。5人以内に限る。）では座席間隔を設けなくともよい。このため、収容率は50%を超える場合がある。

※3 収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との間隔（1m）を要する。

※4 無観客で開催される場合は、開催時間短縮の対象とならない。

【留意事項】

- ・ 全てのイベントにおいて「イベント開催時の必要な感染防止策」を主催者が徹底するとともに、参加者も十分理解すること
- ・ イベント関連施設及びイベントを開催する場合がある施設への協力要請を踏まえた感染防止対策に取り組むこと
- ・ 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントについては、事前に県の所管課に相談の上、感染状況やイベントの態様等から適切に判断すること

飲食店への営業時間短縮の第6次・第7次要請 ～まん延防止等重点措置を実施すべき区域～

対象	香川県内において、食品衛生法に基づく営業許可を得て、店舗を有し、飲食店又は喫茶店の営業を行う法人又は個人事業主 ✓ 小売りを営業主体とする場合やテイクアウト専門店等は除く	
対象区域	高松市内 【知事が定める区域】	高松市以外の市町
根拠	特措法第31条の6第1項	特措法第24条第9項
実施期間	令和3年8月20日(金)午前0時 ～9月12日(日)午後12時	令和3年8月27日(金)午前0時～ 9月12日(日)午後12時
要請の内容	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 夜間営業している飲食店に対し、営業時間短縮の要請 ✓ 営業時間は、午前5時から午後8時までに限る ✓ 『酒類の提供(客の店内持込みを含む)を行わない』よう要請 ✓ 飲食を主として業としている店舗への『カラオケ設備の利用自粛』を要請 ☆ かがわ安心飲食店認証制度の認証店についても同様の取扱いとする 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 夜間営業している飲食店に対し、営業時間短縮の協力要請 ✓ 営業時間は、午前5時から午後8時までに限る ✓ 『酒類の提供』は午後7時まで ✓ 『かがわ安心飲食店認証制度の認証店』に限り、「通常営業を行う」又は「営業時間の短縮を行う」を選択可能 → 8月24日までに、認証申請のあった店舗については、認証申請中として認証店と同様、選択制を可能とする(申請を取り下げた場合を除く)

飲食店を経営されている皆様には、7度目の要請となり、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

香川県営業時間短縮協力金（第6次・第7次）～まん延防止等重点措置を実施すべき区域～

- ※“一日”でも、営業時間短縮等にご協力いただけない日があれば、協力金の支払い要件を満たしませんので、ご注意ください。
 [ただし、第7次要請について、準備の都合上等やむを得ない理由により8月27日（金）から時短営業等を行うことが困難な場合、遅くとも8月28日（土）から9月12日（日）まで営業時間短縮等を行うことが支払い要件となります。]
- ※第7次要請について、深夜営業をされている店舗について、8月28日（土）午前0時から午前5時までの間に営業した場合は、協力金の支払い要件を満たしません。
- ※通常の営業時間が午前5時から午後8時までの時間帯内の場合は、対象となりません。

対象区域	高松市内 【知事が定める区域】	高松市以外の市町
協力金の内容	＜中小企業＞ 前年度又は前々年度の1日当たりの売上高に応じて	
	3万円～10万円 ・1日当たりの売上高が7万5千円以下 →一律 3万円 ／日を支払い ・1日当たりの売上高が7万5千円超 →1日当たりの売上高× 0.4 （上限 10万円 ／日）	2.5万円～7.5万円 ・1日当たりの売上高が8万3,333円以下 →一律 2万5千円 ／日を支払い ・1日当たりの売上高が8万3,333円超 →1日当たりの売上高× 0.3 （上限 7万5千円 ／日） →上記に加え、 支払額の1割 を県独自に支援
	＜大企業＞ ※中小企業においてもこの方式を選択可	
	前年度又は前々年度からの1日当たりの売上高の減少額の 4割 → 上限20万円 ／日	前年度又は前々年度からの1日当たりの売上高の減少額の 4割 → 上限20万円 ／日 又は 前年度若しくは前々年度1日当たり売上高×0.3 のいずれか低い額 →上記に加え、 支払額の1割 を県独自に支援

※制度詳細は、現在、検討中につき、後日公表します。

※申請店舗の外観・内観の写真（営業している事実、店休日、時短営業・感染防止対策等の事実が確認できるもの）が必要となります。

香川県営業時間短縮協力金（第6次・第7次） ～早期一部支払い制度を設けます（中小企業・個人事業主に限る）～

- 営業時間短縮協力金（第6次・第7次）の申請受付（本申請）については、営業時間短縮要請期間が終了後、9月下旬に開始する予定です。
- ただし、これまでに第1次～第4次の営業時間短縮協力金の受給実績があり、今回も**第6次（高松市：令和3年8月20日（金）から9月12日（日）まで）**又は、**第7次（高松市以外：令和3年8月27日（金）から9月12日（日）まで）**の間、営業時間の短縮要請に全面的にご協力いただける飲食店の皆様へ、協力金の一部を前払いする制度を創設します。（大企業は対象となりません。）

高松市内の飲食店 定額 36万円（12日分） **高松市以外の飲食店 定額 22万円（8日分）**

申請対象 ※以下の全てを満たす方が対象です。	
✓	高松市 8月20日～9月12日 高松市以外 8月27日～9月12日 の時短等要請に全面的に協力いただける事業者
✓	第1次～第4次の営業時間短縮協力金の受給実績があること
✓	第6次又は第7次の営業時間短縮協力金の本申請を必ず行うこと
✓	売上高方式で申請すること。（売上高減少額方式は選択できません。）

早期一部支払い制度の概要						
【イメージ】						
時短要請	第1次 4/7～4/20	第2次 4/28～5/11	第3次 5/12～5/31	第4次 6/1～6/14	第6次 8/20～9/12	第7次 8/27～9/12
【対象】 高松市内	14日間	14日間	20日間	14日間	24日間 12日分	
【対象】 高松市以外	14日間	14日間	20日間	14日間		17日間 8日分
	いづれかの協力金を支払い済				↑	↑
					前払い金の対象	
						本申請受付

※営業時間短縮協力金（第6次）

早期一部支払いの制度詳細は、現在検討中につき、申請受付開始日を含め、8月下旬に公表します。

営業時間短縮協力金（第7次）

早期一部支払いの制度詳細は、現在検討中につき、申請受付開始日を含め、9月上旬に公表します。

※本申請の際には、これまでの協力金申請と同様の手続きが必要です。本申請を行わない場合、また、要請に全面的に協力していない等の事実が発覚した際には、前払金は返還いただくとともに、違約金の支払いを請求する場合があります。

大規模施設等への営業時間短縮の協力要請

1 実施期間(要請期間)

令和3年8月20日(金)～ 9月12日(日)

2 対象区域

香川県全域

3 根拠

特措法第24条第9項

4 対象

香川県内において、建築物の床面積の合計が1,000㎡超の大規模施設を運営する事業者
及び大規模施設のテナント等の事業者 <<対象施設例は別紙>>

5 要請の内容

夜間営業している大規模施設を運営する事業者、及び大規模施設のテナント等の事業者に対し、
営業時間を午前5時から午後8時までとすること (※イベント開催の場合は午後9時まで)

営業時間短縮協力要請の対象施設（例示）

種類	対象施設例
劇場等	劇場、観覧場、映画館 等
集会場等	集会場、展示場、貸会議室、多目的ホール 等
ホテル等	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）
博物館等	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園 等
運動施設 及び遊技場	体育館、水泳場、陸上競技場、野球場、ゴルフ場、ゴルフ練習場、テニス場、バッティング練習場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、スポーツクラブ、パチンコ店、ゲームセンター 等
遊興施設	カラオケボックス、個室付浴場業に係る公衆浴場 等
物品販売業 を営む店舗	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、その他大規模施設内で物品販売業を営む店舗 等 （生活必需物資を除く [※] ）
サービス業 を営む店舗	スーパー銭湯、サウナ、その他大規模施設内でサービス業を営む店舗 等 （生活必需サービスを除く [※] ）

※ 生活必需物資・サービスは、食品、医薬品、医療機器その他の衛生用品、燃料、衣料品、くつ、化粧品、家電製品、理美容、クリーニング、学習塾、医療 等
 ※ 飲食店（高松市以外に限る）については、この時短要請の対象施設から除く

大規模施設等への営業時間短縮協力金

● 支払い要件

香川県内において、建築物の床面積の合計が1,000㎡超の大規模施設を運営する事業者及び大規模施設のテナント等の事業者で、令和3年8月20日(金)から9月12日(日)までの間営業時間を午前5時から午後8時までとする短縮要請にご協力いただいた方
(ただし、イベント開催の場合は午後9時まで)

(※準備期間を考慮し遅くとも8月22日(日)からご協力いただいた場合は、協力金お支払いの対象となります)

※通常の営業時間が午後8時までの場合は、対象となりません。

● 支払い額(主なもの)

(1) 大規模施設を運営する事業者

$$\begin{array}{c} \text{時短営業した面積} \\ 1,000\text{㎡ごとに20万円/日} \end{array} \times \frac{\text{短縮した時間}}{\text{本来の営業時間}} \times \begin{array}{c} \text{日数} \\ (\text{定休日を除く}) \end{array}$$

(2) 大規模施設のテナント事業者

$$\begin{array}{c} \text{時短営業した面積} \\ 100\text{㎡ごとに2万円/日} \end{array} \times \frac{\text{短縮した時間}}{\text{本来の営業時間}} \times \begin{array}{c} \text{日数} \\ (\text{定休日を除く}) \end{array}$$

※制度詳細は、現在、検討中につき、後日公表します。

※営業時間短縮の状況が分かる資料(告知文やホームページの写真など)が必要となります。

都道府県等においては、10月末までは、現在の開催制限等を維持するので、引き続き、その取扱いに留意されたい。また、関係各府省庁においては、関係団体等を通じて、本事務連絡等に基づき、適切な周知・助言等を行われたい。

事 務 連 絡
令和3年8月27日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

今後の催物の開催制限等の取扱いについて

催物の開催制限等の取扱いについては、令和3年8月25日付け事務連絡等において、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後等の取扱いについては、今後検討の上、別途通知することとされている。

今般、催物の開催制限等については、10月末までは現在の開催制限等を維持するので、引き続き、その取扱いに留意されたい。感染状況に応じたイベント開催制限等の概要は別紙1、緊急事態措置の概要は別紙2、イベント開催時の必要な感染防止策は別紙3のとおり。

なお、11月以降の取扱いについては、感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、今後検討の上、別途通知する。また、今後の感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、その取扱いに変更があり得ることにも留意されたい。

都道府県等においては、本事務連絡等の催物の開催制限の目安、施設の使用制限等の留意事項に基づき、適正な運用を実施されたい。また、関係各府省庁においては、関係団体等を通じて、本事務連絡等に基づき、適切な周知・助言等を行われたい。

事 務 連 絡
令和3年8月25日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

基本的対処方針に基づく催物の開催制限、
施設の使用制限等に係る留意事項等について

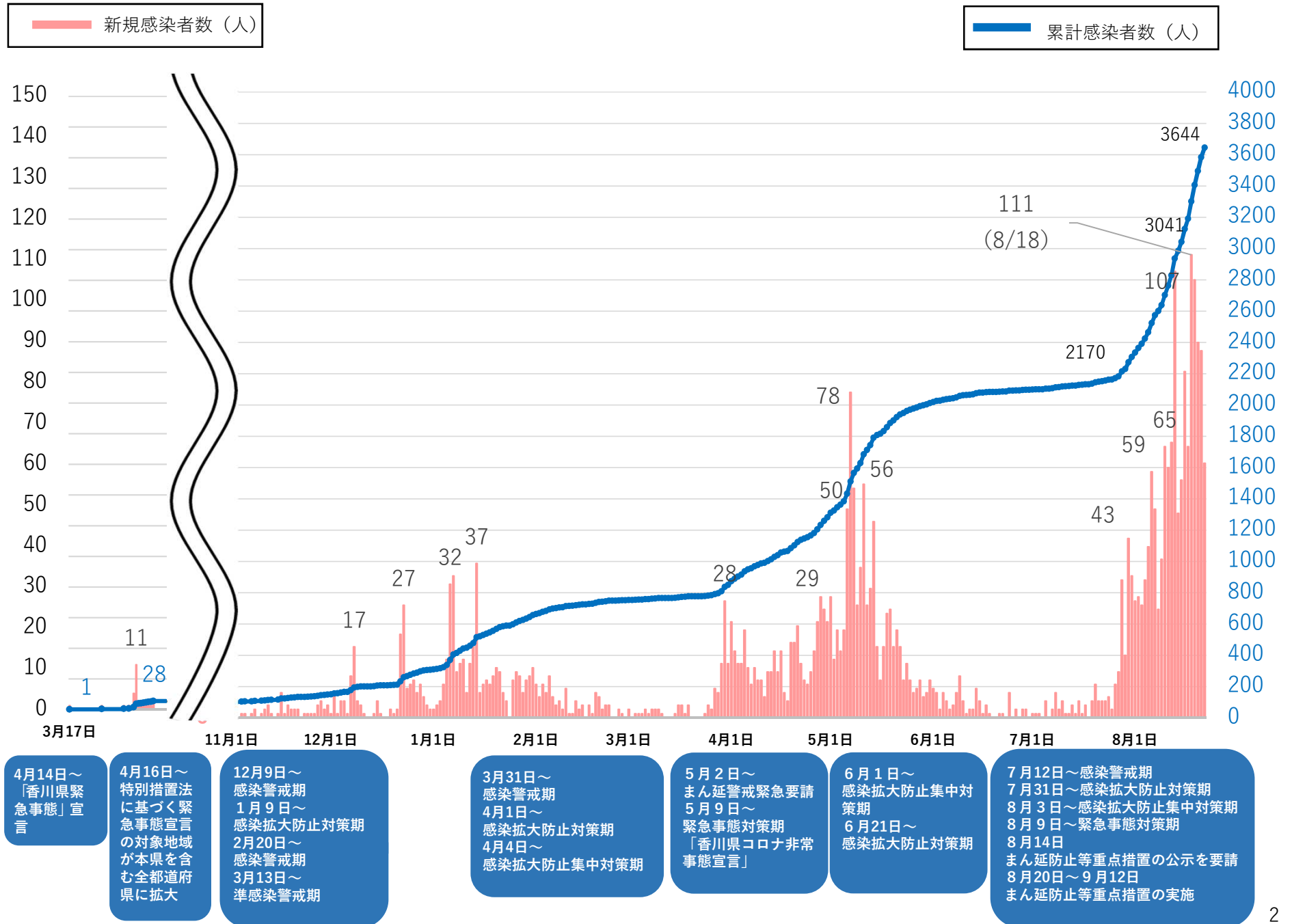
今般、8月27日以降については、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域として茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県及び沖縄県に加え、北海道、宮城県、愛知県、岐阜県、三重県、滋賀県、岡山県及び広島県を追加する変更を行うとともに、北海道、宮城県、愛知県、岐阜県、三重県、滋賀県、岡山県及び広島県において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年8月27日から令和3年9月12日までの17日間とすることとし、また、同じく令和3年8月25日に、8月27日以降については、法第31条の4第3項に基づき、重点措置区域から北海道、宮城県、愛知県、岐阜県、三重県、滋賀県、岡山県及び広島県を除外し、高知県、佐賀県、長崎県及び宮崎県を追加する変更を行うとともに、高知県、佐賀県、長崎県及び宮崎県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年8月27日から令和3年9月12日までの17日間とする旨の公示を行う等のため、基本的対処方針を改定したところ、都道府県対策本部において法に基づく適正な運用がなされるよう、下記のとおり、催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等を示す。感染状況に応じたイベント開催制限等の概要は別紙1、緊急事態措置の概要は別紙2、イベント開催時の必要な感染防止策は別紙3のとおり。

なお、感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、通知内容を見直す場合がある。また、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後等の取扱いについては、今後検討の上、別途通知する。

新型コロナウイルス感染症による 県内経済等の状況

香川県新型コロナウイルスにかかる経済・雇用対策WT報告書
令和3年8月30日

1 県内の感染状況（令和2年3月17日～令和3年8月22日）



1 県内の感染状況（令和3年8月1日～8月22日）

○性別		
男	728人	54%
女	610人	46%
計	1338人	100%

○年代		
10歳未満	107人	8%
10歳代	182人	14%
20歳代	341人	25%
30歳代	247人	18%
40歳代	205人	15%
50歳代	155人	12%
60歳代	56人	4%
70歳代	30人	2%
80歳代	12人	1%
90歳以上	3人	0%
計	1338人	100%

【参考】

○療養状況（8/22時点）	
入院	164人
宿泊療養	95人
自宅療養	118人
調整中	437人
計	814人

○リンク有無		
特定※	735人	55%
不明	603人	45%
計	1338人	100%

○感染経路（上記※内訳）		
同居家族	359人	49%
知人との交友活動	158人	21%
職場	123人	17%
親族	58人	8%
医療・介護等施設	6人	1%
保育施設	6人	1%
ビジネス	6人	1%
学校	3人	0%
調査中	16人	2%
計	735人	100%

○県外歴		
有	288人	22%
無	1050人	78%
計	1338人	100%

○外食・会食		
有	520人	39%
無	818人	61%
計	1338人	100%

○居住地		
高松市	726人	54%
丸亀市	151人	11%
坂出市	56人	4%
善通寺市	18人	1%
観音寺市	60人	4%
さぬき市	42人	3%
東かがわ市	33人	2%
三豊市	36人	3%
三木町	24人	2%
直島町	3人	0%
宇多津町	45人	3%
綾川町	10人	1%
琴平町	4人	0%
多度津町	23人	2%
まんのう町	9人	1%
土庄町	20人	1%
小豆島町	10人	1%
県外	68人	5%
計	1338人	100%

1 県内の感染状況（ワクチン接種人数と感染者数）

本県における新型コロナワクチン接種の効果

8月1日以降の新型コロナワクチン接種人数と感染者数について検証
（2回接種済みの者とそれ以外の者での比較）

（令和3年8月20日時点）

※42人の内訳：
無症状9人、軽症32人、中等症1人

	人数	感染者数	割合
ワクチン 2回接種済	301,997	42 ※	0.01%
ワクチン 1回接種済 又は 未接種	584,166	1,040	0.15%

93.3%
減少

ワクチン接種可能な12歳以上のみを抽出

※2回接種済の感染者42人のうち、抗体ができるとされている接種後14日以上経過した感染者数は35人

新型コロナワクチンについて

【安全性】

- ・接種後の痛み、疲労感、頭痛
接種者の50%以上
- ・筋肉、関節の痛み、下痢、発熱など
接種者の10%以上
⇒いずれの症状も数日以内に回復
- *厚生労働省 新型コロナウイルス感染症の
“いま”に関する11の知識より
- ・接種後のアナフィラキシー（急性のアレルギ―反応）の発生
⇒予防接種会場や医療機関では医薬品の準備をしている。
- ・本県の専門相談医療機関における相談件数
⇒現時点で相談4件、診療2件

2 県内の医療提供体制、検査体制（令和3年8月22日時点）

医療提供体制

○ 受入確保病床数：234床
（うち、重症者用 28床）

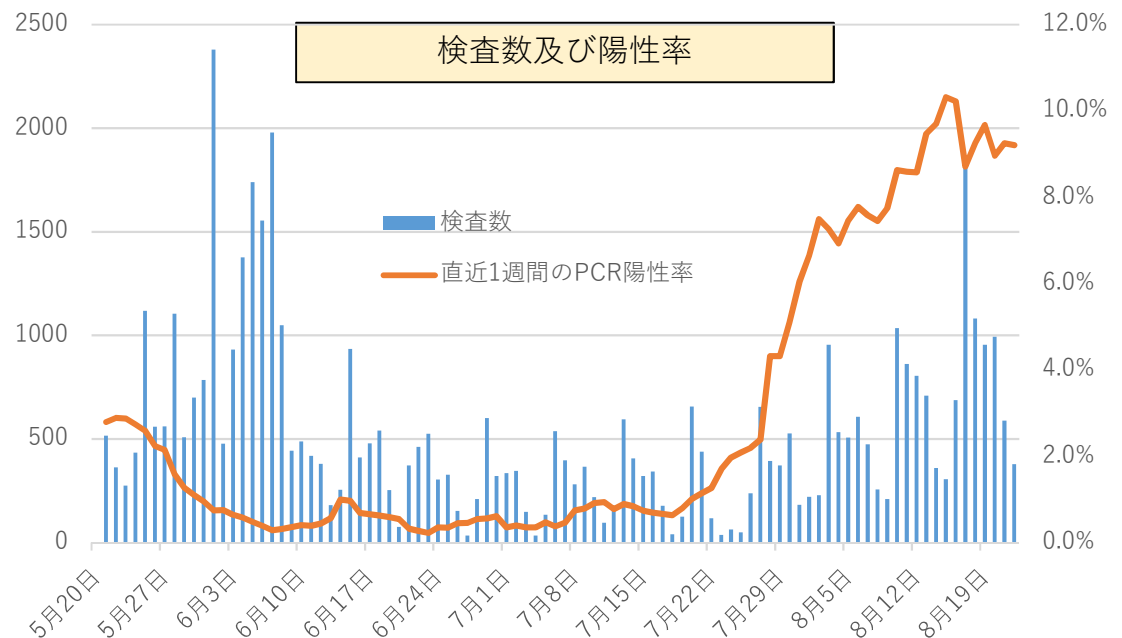
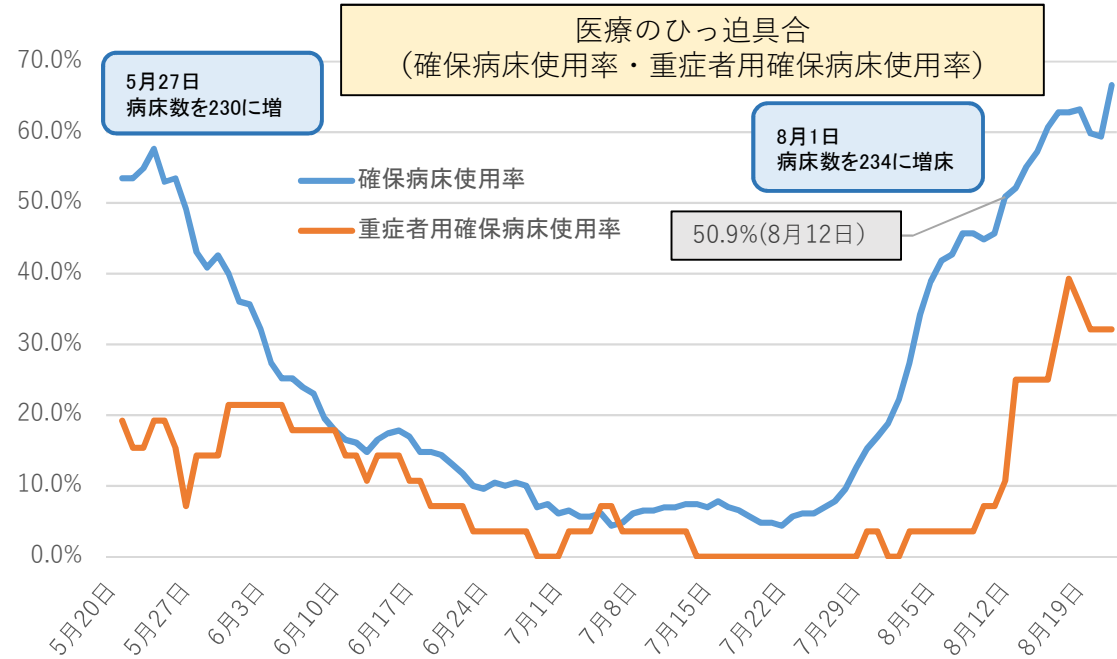
確保病床数推移

	病床数（うち重症者用）
2020.8月～	185(25)
2020.10月～	196(26)
2020.11月～	199(26)
2021.2月～	209(26)
2021.5月～	230(28)
2021.8月～	234(28)

○ 宿泊施設確保数：212室
（この他、8月30日から高松市内で3施設目（149室、計361室）を借り上げ、準備が整い次第、患者の受入れを開始）

検査体制

○ 診察・検査医療機関：270箇所
○ 地域外来・検査センター：6箇所
（高松市、丸亀市、大川地区、綾歌地区（綾川町）、坂出市・宇多津町、三豊・観音寺市）



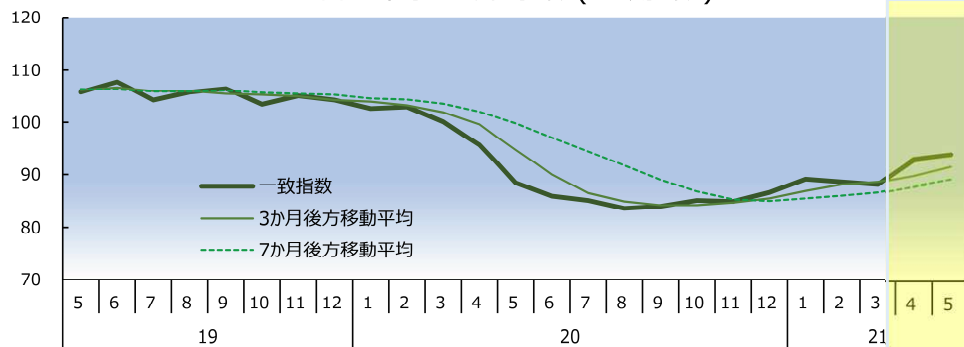
3 景況判断

景況判断について、香川県の地域情勢では、全国的に景気動向指数が上方へ局面変化した昨年12月に、本県でも景況が上方判断されて以降、新型コロナウイルス感染症のいわゆる第4波等の影響がありながらも、7月まで「新型コロナウイルス感染症の影響により、弱さを残しつつも、一部に持ち直しの動きがみられる」との景況判断が据え置かれている。

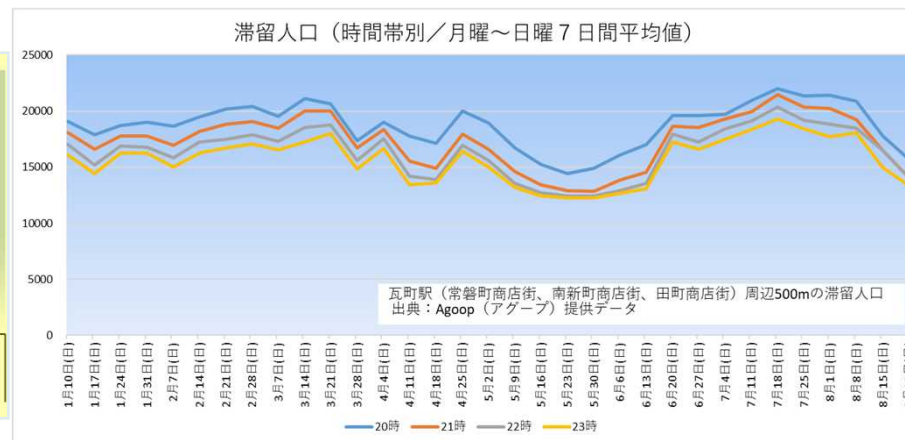
また、香川県景気動向指数（一致指数）を見ると、2020年8月を底に、2021年5月までの間は、全体的に緩やかな上昇傾向にあるが、現時点では、それ以降の人流抑制など、強い感染防止対策の影響を注視していく必要がある。

香川県	4月	5月	6月	7月
香川県の地域情勢	新型コロナウイルス感染症の影響により、弱さを残しつつも、一部に持ち直しの動きがみられる	同左	同左	同左
金融経済概況 (日本銀行高松支店)	基調としては持ち直しに向かっているが、新型コロナウイルス感染症の影響から、個人消費では弱い動きに広がりが見られる	基調としては持ち直しに向かっているが、新型コロナウイルス感染症の影響から、個人消費では引き続き弱い動きがみられている	同左	基調としては持ち直しに向かっているが、感染症再拡大の影響などから、個人消費は弱い動きとなっている
全国	4月	5月	6月	7月
月例経済報告 (内閣府)	新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部に弱さがみられる	新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している	同左	同左

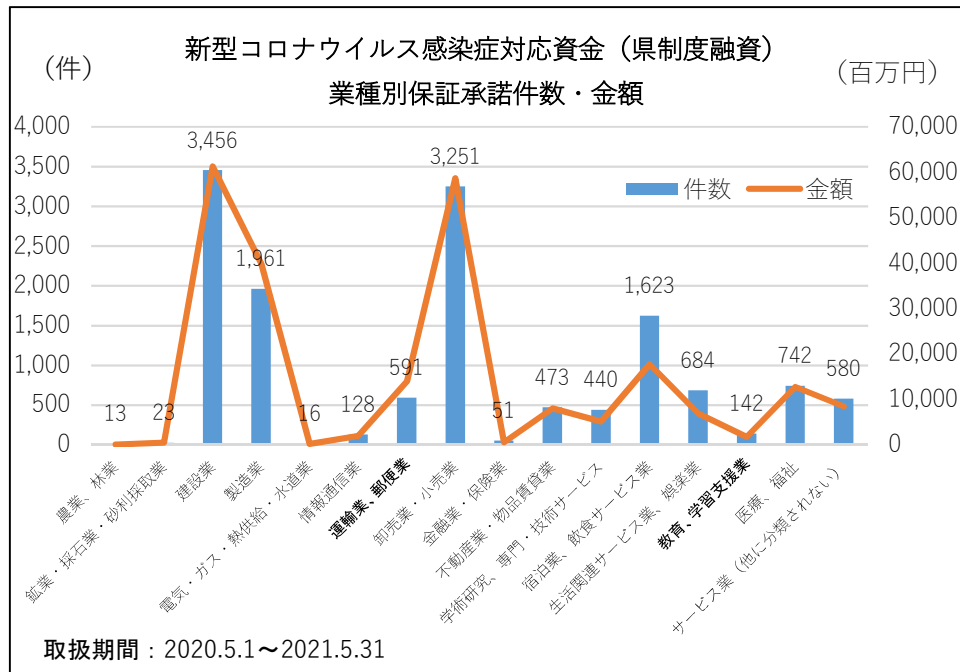
香川県景気動向指数(一致指数)



滞留人口(時間別/月曜～日曜7日間平均値)



4 経済支援策の状況（その1）

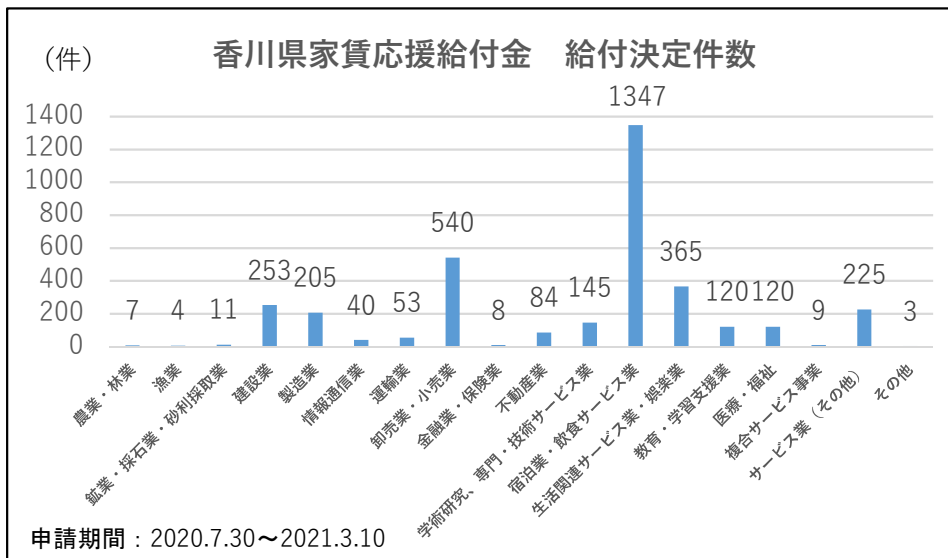


「新型コロナウイルス感染症対応資金（県制度融資）」の保証承諾件数・総額は、2020年5月から2021年5月末までで14,174件、約2,380億円であり、建設業、卸売業・小売業、製造業、宿泊業・飲食サービス業が多い。「香川県家賃応援給付金」の給付決定件数・総額は、3,539件、約2億7千万円で、宿泊業・飲食サービス業、卸売業・小売業、生活関連サービス業・娯楽業が多い。さらに、「香川県持続化応援給付金」の給付総額は約52.6億円となった。

このほか、「香川県前向きに頑張る事業者を応援する総合補助金」の補助件数・総額は、1,501件、約28億円となった。

香川県持続化応援給付金（2020.6.2～2021.3.10の累計）

	給付件数（件）	給付金額（千円）
合計	26,328	5,265,600



香川県前向きに頑張る事業者を応援する総合補助金 補助件数・金額（募集期間:2020.7.14～2020.8.13）

	補助件数（件）	補助額（千円）
合計	1,501	2,833,965

新型コロナウイルス関連経営相談窓口 相談件数 （かがわ産業支援財団）

1,544 件（2020.5.7～2021.8.12時点）

4 経済支援策の状況（その2）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、県民の外出機会が減少したことなどにより大きな影響を受けた県内事業者の営業継続を支援するため実施した「香川県営業継続応援金（第1次）」の支給件数・総額は、3,398件、約9億7千万円であった。（宿泊業・飲食サービス業 2,535件、卸売・小売業 194件、生活関連サービス・娯楽業 192件、漁業 166件、その他業種はいずれも100件未満。）

「香川県営業継続応援金（第2次）」は、2021年8月20日現在、申請件数841件、支給件数310件、支給金額約5千万円となっている。

【支給対象】

- ① 県内に事業所を有し、主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行う中小企業、中堅企業等又は個人事業主
- ② 県内に事業所を有し、上記①と直接の取引がある中小企業、中堅企業等又は個人事業主
- ③ 県内に事業所を有し、県内の飲食事業者と直接または間接の取引がある中小企業、中堅企業等又は個人事業主
- ④ 県内に店舗を有する飲食事業者

※ただし、香川県営業継続応援金（第2次）については、香川県が2021年4月～6月に行った営業時間短縮の協力要請の対象となった事業者は支給対象外

【支給要件】

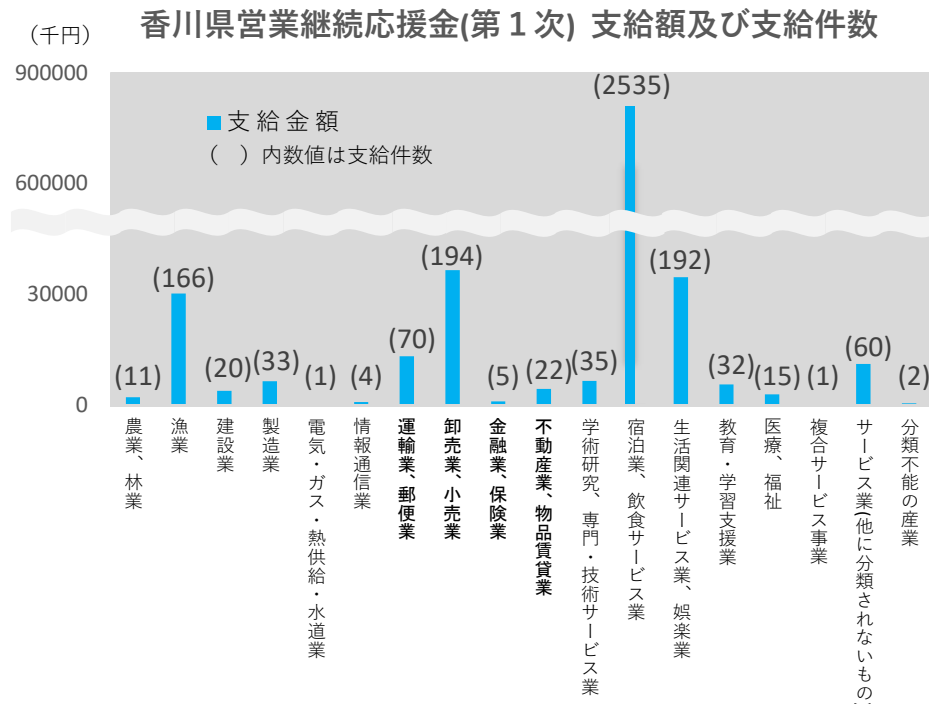
県民の外出機会の減少等による直接的な影響を受け、売上が30%以上減少していること など

香川県営業継続応援金（第1次） （申請期間：2021.4.27～2021.6.15）

8月20日時点	支給件数（件）	支給金額（千円）
合計	3,398	969,795

香川県営業継続応援金（第2次） （申請期間：2021.7.29～2021.9.15）

8月20日時点	申請件数（件）	支給件数（件）	支給額（千円）
合計	841	310	53,158



4 経済支援策の状況（その3）

県内宿泊助成事業の状況

(1) うどん県泊まって癒され再発見キャンペーン

実施期間	利用者数（人泊）	助成金額（千円）
2020.6.19～7.31	28,261	約164,000

(2) うどん県泊まってかがわ割

実施期間	利用者数（人泊）	助成金額（千円）
2020.8.1～2021.7.26 ※2021年のGW（4/29～5/4）期間中は適用除外 ※2020年12月28日～2021年2月19日の間の新規・既存予約の適用停止 ※2月20日の再開以降は、感染拡大防止集中対策期の間の新規予約 緊急事態対策期の新規・既存予約の適用停止	約53,000 （2021.5末時点）	約197,000 （2021.5末時点）

(3) 新うどん県泊まってかがわ割（予算額：12億6千万円）

実施期間	利用者数（人泊）	助成金額（千円）
2021.7.27～12.31 ※8/3～9/12の間の新規予約・8/19～9/12の間の既存予約の適用停止	-	-

香川県宿泊受入環境整備支援事業補助金 （申請期間：2021.8.18～2021.10.29）

- 旅館業法の営業許可を受けた宿泊施設で行う感染症対策設備の導入や新たな事業展開に要する経費についての一部補助
- 補助対象経費：サーモグラフィーカメラや非接触チェックインシステム等の導入費用、ワーケーションスペースの設置費用 等
- 補助率：3／4（室数に応じ補助上限額あり）

香川県公共交通利用回復緊急支援事業 （申請期間：2021.4.30～2021.8.2）

8月2日時点	申請件数（件）	交付・給付金額（千円）
合計	195	104,925 （うち支払済74,925）

県内宿泊助成事業として最初に実施した「うどん県泊まって癒され再発見キャンペーン」の利用者数・助成金額は、2020年6月19日から7月31日までで28,261人泊、約164,000千円となった。

2020年8月1日から2021年7月26日まで実施した「うどん県泊まってかがわ割」では、感染状況を鑑みて運用を停止しながらも、約1.9倍の利用者数である約53,000人泊、約197,000千円となった。

2021年7月27日からは、「新うどん県泊まってかがわ割」の運用を開始したが、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、新規予約・既存予約ともに、9月12日まで適用を停止している。

「香川県公共交通利用回復緊急支援事業」は2021年4月30日から2021年8月2日までで195件、104,925千円の交付・給付申請があり、うち74,925千円が支払済みとなっている。

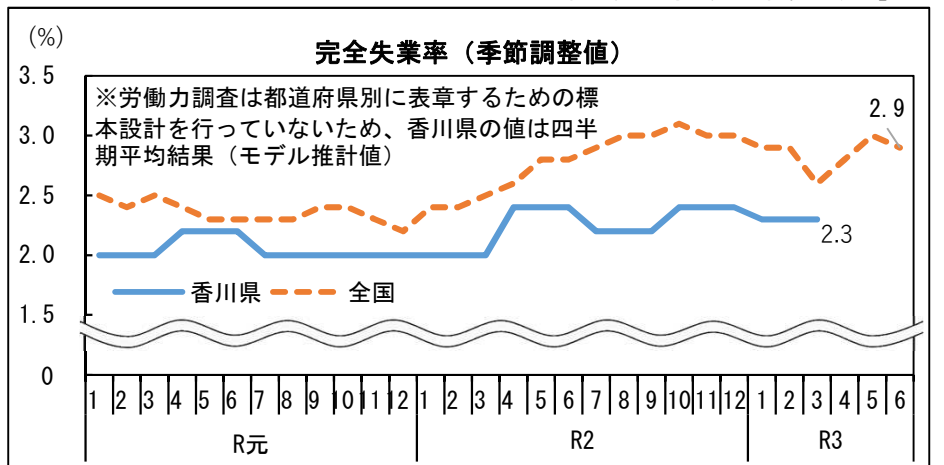
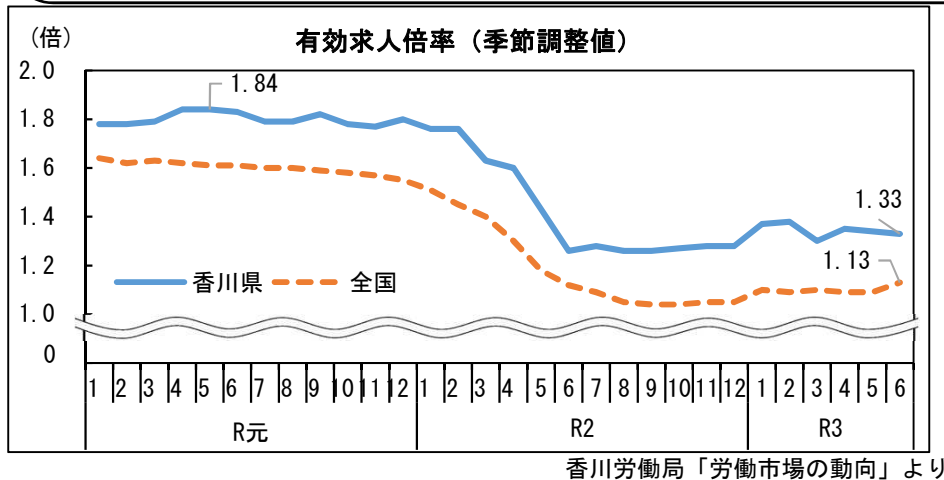
5 雇用等の状況

県内の有効求人倍率は、感染拡大前と比較して、依然低い水準で推移している。香川労働局は、本年6月の雇用情勢判断について、「求人が求職を上回って推移しているが、求人は弱含んでおり、求職者の増加の兆しもあいまって、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に十分注意する必要がある」（据え置き）とされている。

県内の完全失業率は、感染拡大以前と比較して微増しており、新型コロナウイルス感染症に起因する解雇等見込み労働者数の累計は、全国では約11万3千人にのぼり、本県では509人となっている。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う県内事業所の休業等について、国の雇用調整助成金等の支給決定を受けた中小企業事業主に対して支給する「香川県緊急雇用維持支援金」は、2021年8月20日時点で申請件数は157件、支給件数は41件、支給額は343万円となっている。

生活福祉資金特例貸付の貸付実績は2020年3月から2021年7月末までで、主に休業された方向けの緊急小口資金が7,444件、約14億円、主に失業された方向けの総合支援資金が5,156件、約24.5億円となっている。



解雇等見込み労働者数（累計数）の大きな上位10業種 （全国累計、2020.1.31～2021.8.20現在集計分）

業種	人数
全体	113,655
製造業	25,585
小売業	15,360
飲食業	13,487
宿泊業	13,215
卸売業	6,512
サービス業	6,405
労働者派遣業	5,902
道路旅客運送業	4,180
娯楽業	3,782
運輸業	3,692

うち、
香川県は、509名
(内訳は非公表)

厚生労働省
「新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響に関する情報について」より

香川県緊急雇用維持支援金

2021年7月29日～2021年8月20日現在

	申請件数	支給件数	支給額
合計	157件	41件	3,430千円

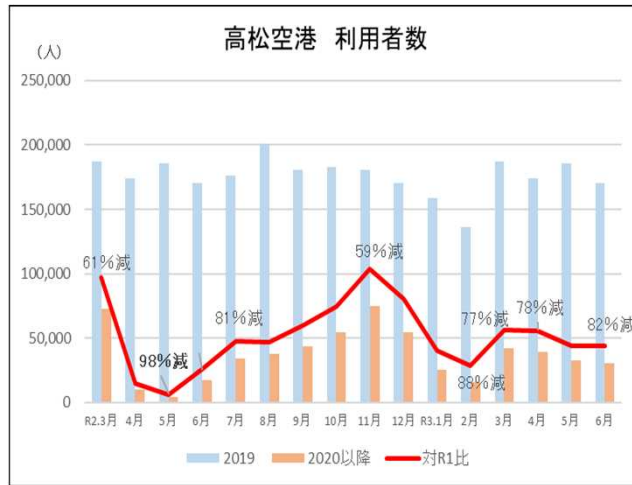
生活福祉資金特例貸付の貸付実績

2020年3月25日～2021年7月末現在

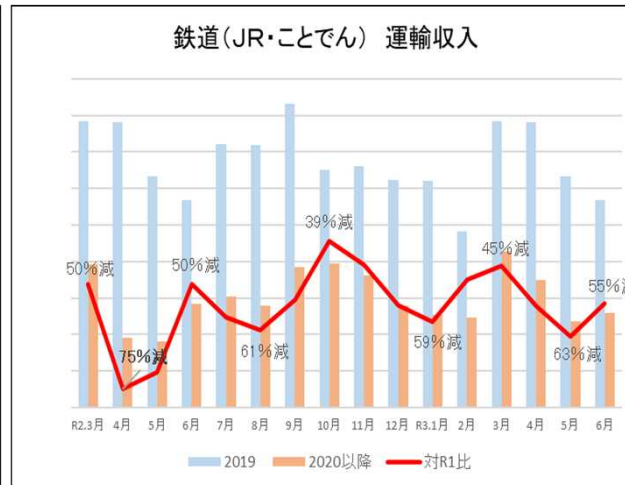
	緊急小口資金	総合支援資金	合計
貸付件数	7,444件	5,156件	12,600件
貸付金額	1,397,150千円	2,453,305千円	3,850,455千円

6 交通事業者の状況

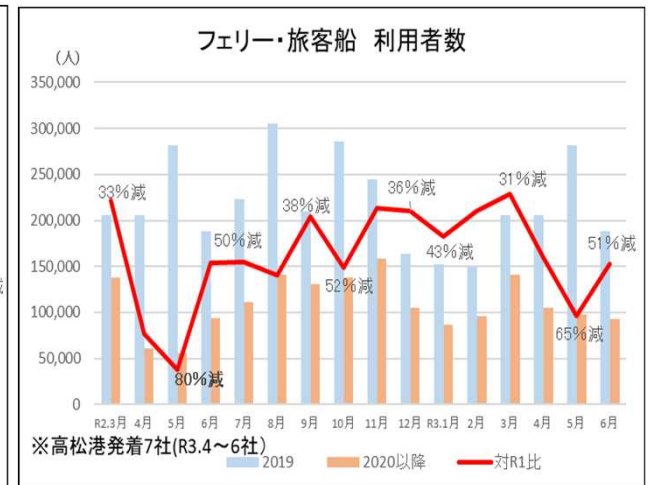
県内公共交通機関の利用者数や運輸収入については、昨年4、5月を底に10、11月頃にかけて回復傾向にあったが、利用者数等は年間を通じて対前年比を上回ることがなく、交通事業者の経営状況は、依然として厳しい状況にある。



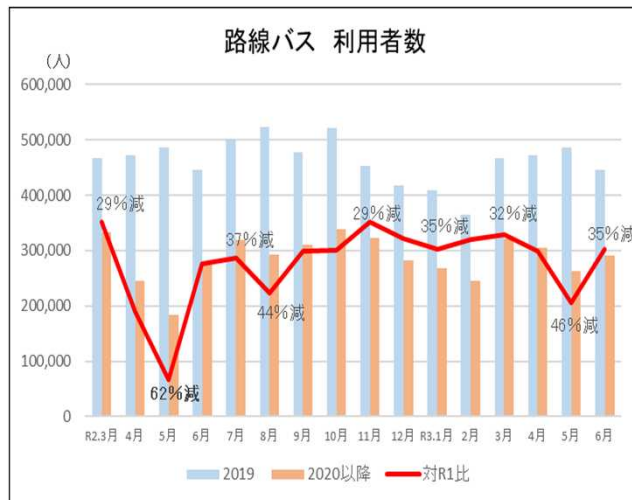
高松空港株式会社資料より



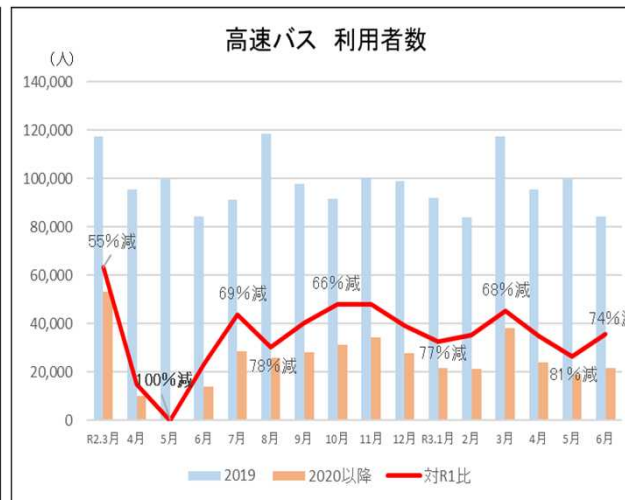
JR四国、ことでん資料より



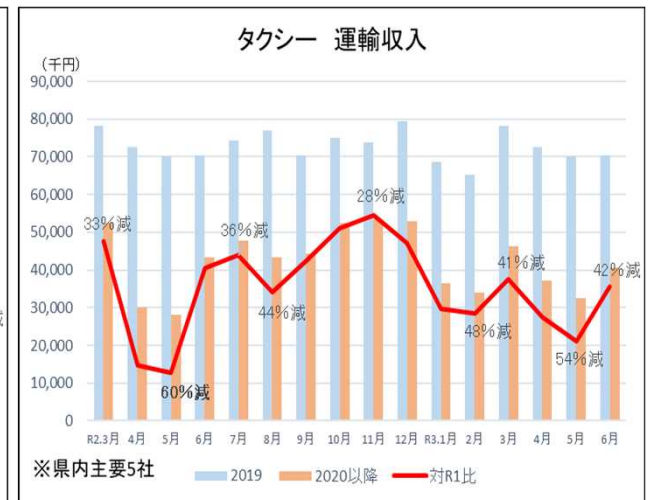
港湾調査(速報値)より



香川県バス協会資料より



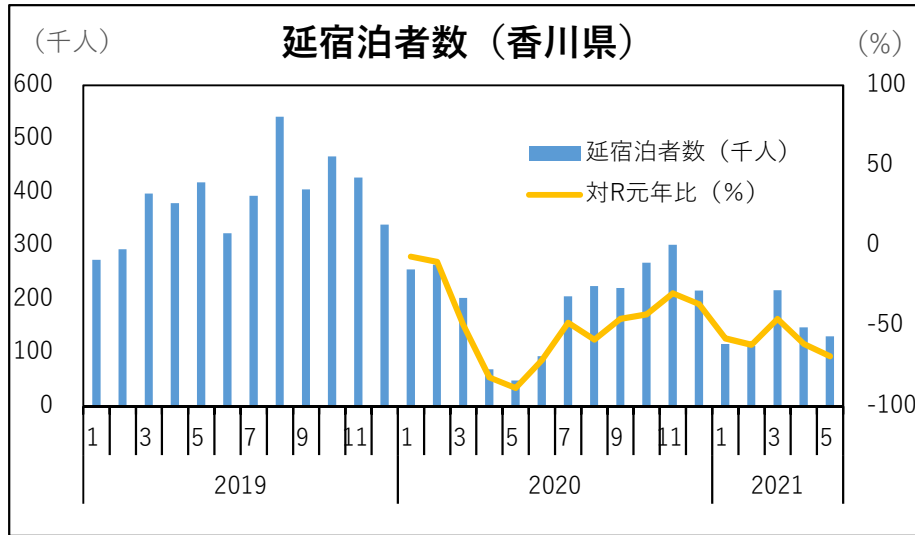
香川県バス協会資料より



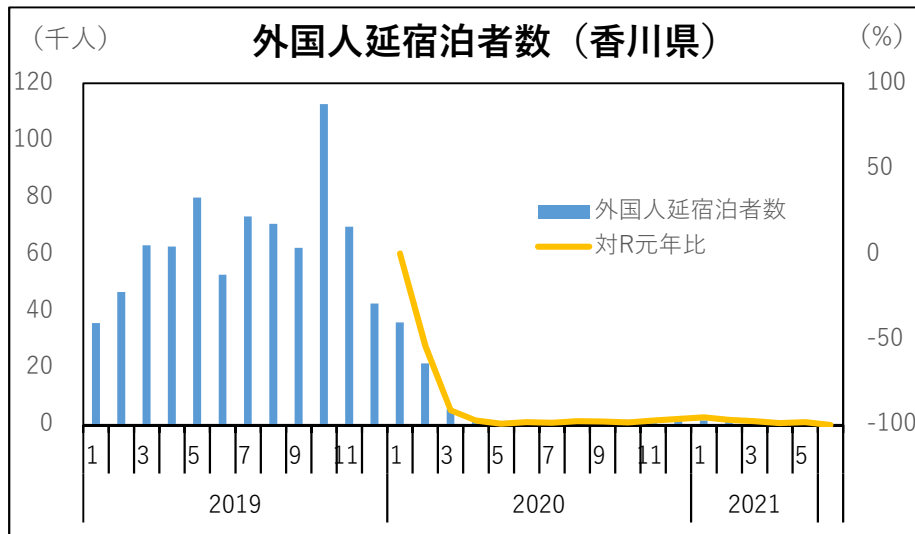
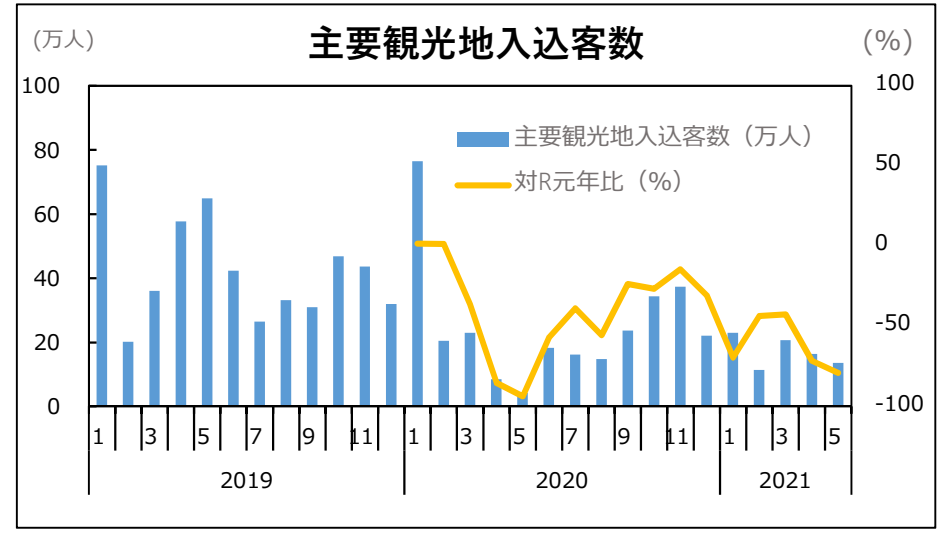
香川県タクシー協同組合資料より

7 観光関係

県内の延宿泊者数や主要観光地入込客数は、県民等を対象にした宿泊助成事業等により、昨年5月を底に11月まで回復傾向にあったが、昨年12月から減少に転じている。延宿泊者数は、一昨年の同月比5割程度で推移している。また、外国人延宿泊者数は、依然として大きく落ち込んだままである。



「宿泊旅行統計調査」(観光庁)より



「宿泊旅行統計調査」(観光庁)より

県内宿泊助成事業の状況 (再掲)

(1) うどん県泊まって癒され再発見キャンペーン

○実施期間 2020年6月19日～7月31日宿泊分

(2) うどん県泊まってかがわ割

○実施期間 2020年8月1日～2021年7月26日宿泊分

※2021年のGW (4/29～5/4) 期間中は適用除外

※2020年12月28日～2021年2月19日の間の

新規・既存予約の適用停止

※2月20日の再開以降、

感染拡大防止集中対策期の間の新規予約、

緊急事態対策期の新規・既存予約の適用停止

(3) 新うどん県泊まってかがわ割

○実施期間 2021年7月27日～12月31日宿泊分

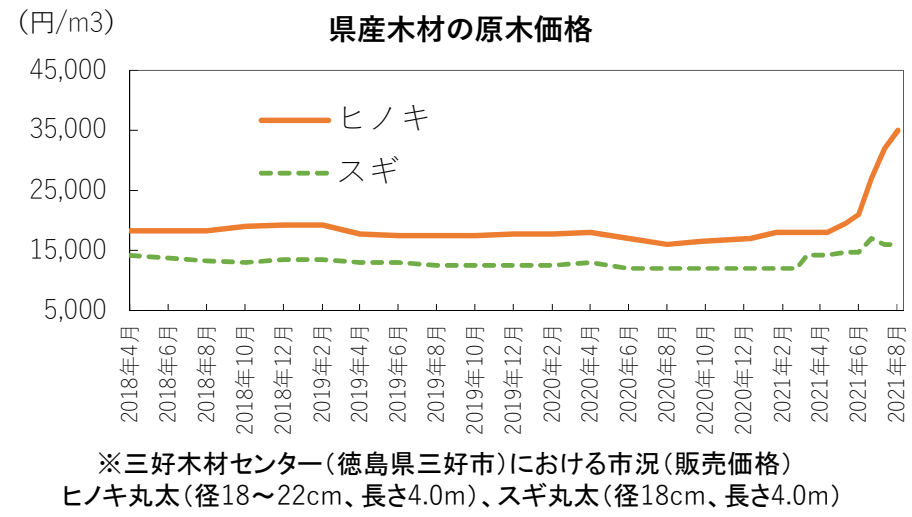
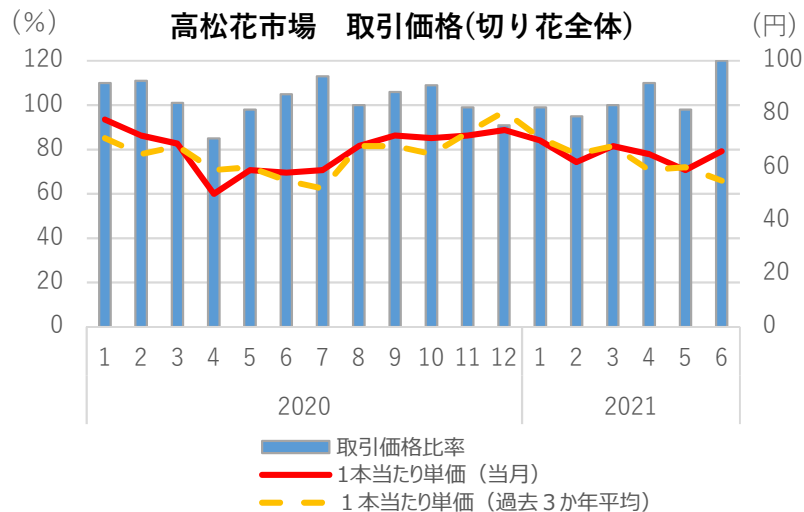
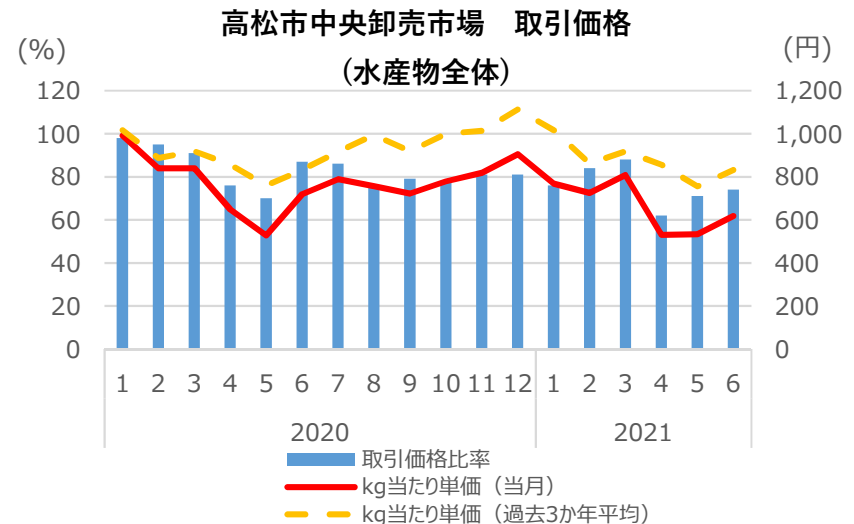
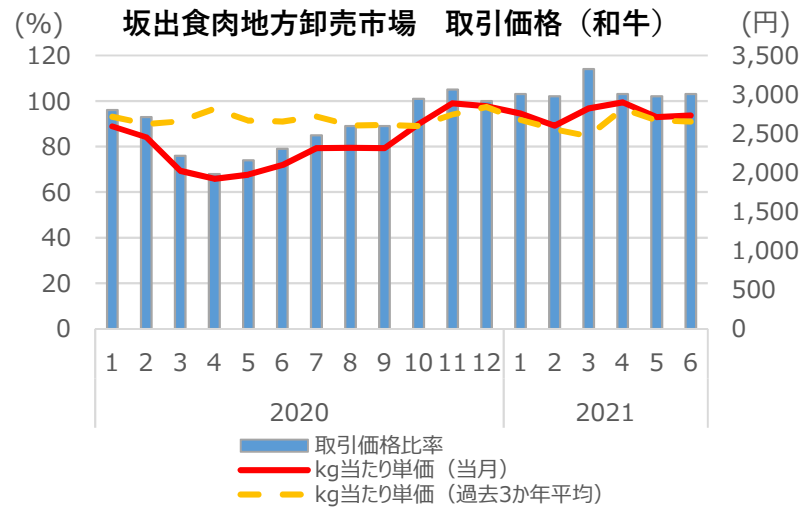
※8/3～9/12の間の新規予約、

8/19～9/12の間の既存予約の適用停止

8 農林水産業の状況

県産農畜水産物のうち、需要が低迷していた和牛や花きの取引価格は平年並みまで持ち直しているが、水産物に関して、観光需要や外食需要の低迷により令和3年4月以降は依然平年比の7割程度となっている。また、花きについては、葬儀需要等の落ち込みから輪ギク等を中心に出荷数量の減少が続いている。

また、北米における住宅着工戸数の増加、中国の木材需要拡大等により、輸入材製品価格が高騰したことに伴い、代替需要により、国産原木価格も上昇し、本県にも影響が出ている。

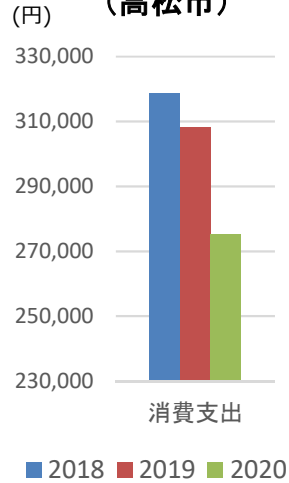


9 その他

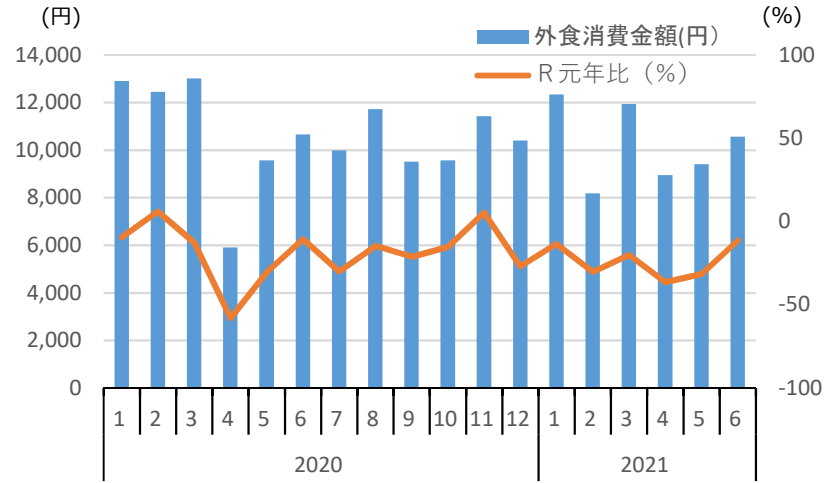
家計における消費支出金額は大きく減少しており、中でも、外食消費額が8割程度まで減少している。酒類の消費動向をみると、飲食店での消費額が大きく減少している。

また、アンテナショップの売上額についても、観光客の減少や外出自粛、臨時休業などの影響により、3割程度まで大きく減少している。

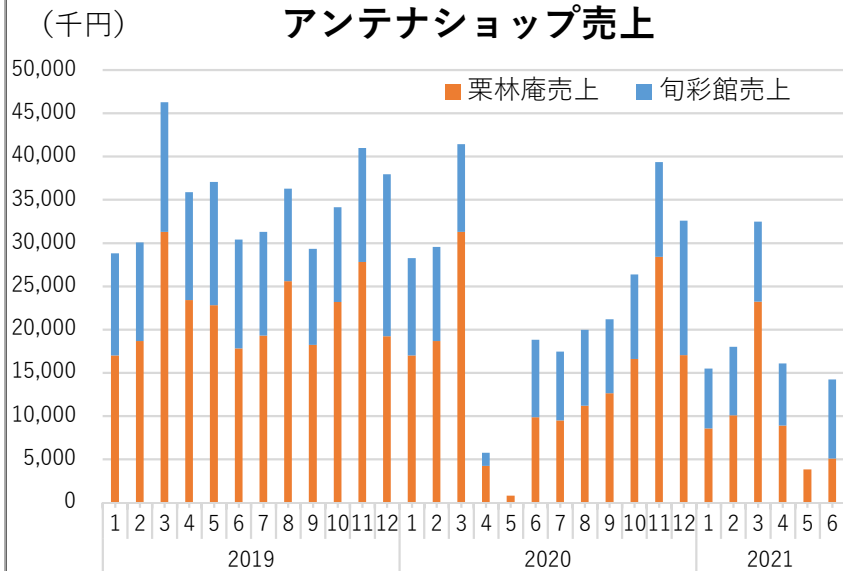
消費支出動向 (高松市)



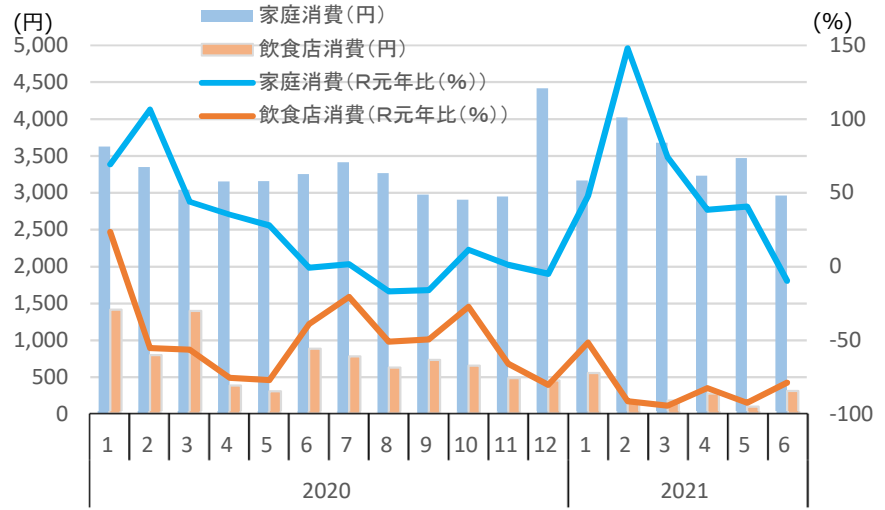
外食消費動向 (高松市)



アンテナショップ売上



酒類消費動向 (高松市)



10 総括

- 香川県の地域情勢の景況判断は、4月から7月まで「新型コロナウイルス感染症の影響により、弱さを残しつつも、一部に持ち直しの動きがみられる」と据え置かれている。
- 各種の経済支援策の利用状況からは、幅広い業種において、経営への影響が続いており、業種別では、宿泊業・飲食サービス業に加え、卸売業・小売業や生活関連サービス・娯楽業や漁業などへの影響が大きいと考えられる。
- 雇用関係では、求人が求職を上回って推移しているが、求人は弱含んでいることに加え、求職者増加の兆しもあり、昨年6月を底として、ほぼ横ばい状態で推移している。
- 公共交通の利用状況や、観光関係の延宿泊者数や主要観光地入込客数は、昨年5月を底に11月頃までは回復傾向にあったが、今年の1月と5月頃にかけて大きく減少しており、令和元年度と比較すると低い水準で推移している。外国人延宿泊者数は、依然として大きく落ち込んだままである。
- 農林水産業では、需要が低迷していた和牛や花きの取引価格は平年並みまで持ち直しているが、水産物に関して、観光需要や外食需要の低迷により令和3年4月以降は依然平年比の7割程度となっている。また、輸入木材の価格高騰に伴い、県産木材の原木価格が上昇するなどの影響がみられる。
- その他、家計における消費支出金額が減少しており、外食消費や、飲食店における酒類消費額が減少しているほか、アンテナショップにおける売上高にも減少がみられる。



- 7月下旬以降の感染者数の急増に伴い県民の行動変容を求める対策、特に、まん延防止等重点措置の対策は人流を抑制し感染拡大防止に資する一方で、弱さを残して推移してきた県内経済に一層の打撃を与えている。県民生活を守り、県内経済を下支えするため、支援の必要な県民・事業者に対し、迅速かつ適切な支援を実施していく必要があるとともに、今後、地域経済の動向等を踏まえ、機動的かつ継続的に対策を講じていく必要がある。
- また、感染拡大を契機とした社会変革の動向・県民ニーズの変化等や、ワクチン接種の実施状況等を踏まえた施策展開について、引き続き、検討を進める必要がある。

11 予算（その1）

■新型コロナウイルス感染症への対応予算（令和元年度2月補正～令和2年度2月追加補正まで）

項目	令和元年度		令和2年度									
	2月補正	3月専決	4月補正	6月			8月専決	9月補正	11月補正	1月		
				専決	当初提案	追加提案				専決	当初提案	追加提案
予算総額	3	281	4,203	3,010	3,488	14,381	2,300	16,206	5,468	81	1,631	▲ 3,227
1 感染拡大防止対策と医療提供体制の整備	3	49	2,425		1,866	9,528		14,742	3,144	81	244	▲ 3,065
① 相談体制の強化			4		39			24				▲ 16
② 衛生用品の確保等		36	294		78	101		84			9	▲ 219
③ 検査体制の強化	2		84		27			56	198			▲ 7
④ 医療提供体制の整備・強化	1		646		1,676	6,532		12,286	2,946		111	▲ 1,890
⑤ 新型コロナウイルスワクチン接種の推進											4	95
⑥ 学校の臨時休業を円滑に進めるための環境整備		13	295		1							▲ 214
⑦ 福祉サービス提供体制の確保			55		34	2,811		2,289		81	29	▲ 659
⑧ 休業要請等への協力促進			1,003									▲ 64
⑨ 情報発信の強化			17		10							▲ 4
⑩ その他			27		1	84		3			91	▲ 87
2 雇用の維持・事業の継続			1,312	3,010	22	3,347		21	2,100		198	292
① 雇用の維持			630		12	35		3				▲ 596
② 事業者の資金繰り対策			680			1,297		18			192	▲ 797
③ 事業継続支援			2	3,010	10	2,015			2,100		6	1,685
3 県民の生活支援		232	449			805		951			941	▲ 18
① 生活支援		232	449			766		950			941	▲ 8
② 修学継続支援						39		1				▲ 10
4 学校の再開・学びの保障						168		4			3	▲ 15
① 教育体制の緊急整備						151		3				▲ 10
② 部活動の再開支援						17						▲ 5
③ その他								1			3	
5 地域経済の回復・活性化					1,199	436	2,300	395			127	▲ 360
① 事業者のチャレンジ支援					705		2,300					▲ 146
② 飲食業の支援					80							
③ 食品産業の支援					23							
④ 県産品の販売促進					4			12				▲ 1
⑤ 農畜水産業の支援					387			64				▲ 188
⑥ 観光産業の支援						421		5				
⑦ 文化芸術活動・イベント等の支援						15						▲ 4
⑧ 公共交通機関の支援								311			127	▲ 20
⑨ 林業の支援								3				▲ 1
6 感染症に強い社会・経済構造の構築			17		401	97		93	224		118	▲ 61
① 情報通信技術の普及・浸透			17		401	36		69	224		118	▲ 35
② 感染防止対策の普及・浸透					61			10				▲ 19
③ 企業の生産性向上・競争力強化・誘致								14				▲ 7

（単位：百万円）

※端数調整の関係で合計が合わない場合があります。

11 予算（その2）

■新型コロナウイルス感染症への対応予算（令和3年度当初～令和3年度8月専決処分まで）

項目	令和3年度											合計	R元 年度	R2 年度	R3 年度
	当初	4月補正			5月補正		6月補正		8月補正						
		専決	当初 提案	追加 提案	専決 1	専決 2	当初 提案	追加 提案	専決 1	専決 2	専決 3				
予算総額	10,546	2,442	1,919	2,253	3,586	2,253	4,200	1,131	1,256	2,586	1,540	81,537	284	47,541	33,712
1 感染拡大防止対策と医療提供体制の整備	7,302	2,442	1,091	2,253	3,586	2,253	1,047	1,131	1,256	2,586	1,540	55,504	52	28,965	26,487
① 相談体制の強化	40											92		52	40
② 衛生用品の確保等	161											544	36	347	161
③ 検査体制の強化	266		72		81		110		36			923	2	357	564
④ 医療提供体制の整備・強化	6,649						904					29,861	1	22,307	7,553
⑤ 新型コロナウイルスワクチン接種の推進	27							1,131				1,258		100	1,158
⑥ 学校の臨時休業を円滑に進めるための環境整備												94	13	81	
⑦ 福祉サービス提供体制の確保	52		9									4,701		4,640	61
⑧ 休業要請等への協力促進		2,442		2,253	3,505	2,253	13		1,220	2,586	1,540	16,752		939	15,813
⑨ 情報発信の強化	11						20					54		23	31
⑩ その他	96		1,010									1,225		119	1,106
2 雇用の維持・事業の継続	2,744						1,162					14,209		10,303	3,906
① 雇用の維持	5						198					287		84	203
② 事業者の資金繰り対策	2,719											4,109		1,390	2,719
③ 事業継続支援	20						964					9,813		8,829	984
3 県民の生活支援	7		828									4,194	232	3,127	835
① 生活支援	3		828									4,160	232	3,097	831
② 修学継続支援	4											34		30	4
4 学校の再開・学びの保障	63											223		160	63
① 教育体制の緊急整備	63											207		144	63
② 部活動の再開支援												12		12	
③ その他												4		4	
5 地域経済の回復・活性化	254						1,991					6,342		4,097	2,245
① 事業者のチャレンジ支援												2,859		2,859	
② 飲食業の支援												80		80	
③ 食品産業の支援												23		23	
④ 県産品の販売促進												14		14	
⑤ 農畜水産業の支援												263		263	
⑥ 観光産業の支援	245						1,860					2,532		427	2,105
⑦ 文化芸術活動・イベント等の支援	9											20		11	9
⑧ 公共交通機関の支援							131					549		418	131
⑨ 林業の支援												2		2	
6 感染症に強い社会・経済構造の構築	176											1,065		889	176
① 情報通信技術の普及・浸透	120											950		830	120
② 感染防止対策の普及・浸透	3											55		52	3
③ 企業の生産性向上・競争力強化・誘致	53											60		7	53

（単位：百万円）

※端数調整の関係で合計が合わない場合があります。

参考1

○香川県営業時間短縮協力金 (申請件数等は令和3年8月20日時点) ★第1次～第3次は8月2日～8月31日に再受付

	時短要請期間	1店舗当たり支払額	申請受付期間★	申請件数(件)	支払件数(件)	支払額累計(千円)
第1次	4月7日～ 4月20日	【要請に応じた日数】×4万円	5月6日～ 6月15日	3,302	3,267	1,874,000
第2次	4月28日～ 5月11日	■中小企業 【要請に応じた日数】× 2.5万円～7.5万円※ ■大企業(中小企業も選択可) 【要請に応じた日数】× 最大20万円(売上高減少額による)※	5月26日～ 7月5日	3,145	3,067	1,506,926
第3次	5月12日～ 5月31日		6月10日～ 7月26日	3,276	3,063	2,215,170
第4次	6月1日～ 6月14日		6月24日～ 8月31日	2,977	2,178	887,191
第5次	8月7日～ 8月19日 (対象区域は 高松市内全域)	※第3次及び第5次は、上記で算出した額に、 <u>その額の1割</u> を加算した額	8月下旬に 受付 開始予定	—	—	—
第6次	8月20日～ 9月12日 (対象区域は 高松市内全域)	■中小企業 【要請に応じた日数】× 3万円～10万円 ■大企業(中小企業も選択可) 【要請に応じた日数】× 最大20万円(売上高減少額による)	9月下旬に 受付 開始予定	—	—	—
第7次	8月27日～ 9月12日 (対象区域は 高松市以外の 市町)	■中小企業 【要請に応じた日数】× 2.5万円～7.5万円×1.1 ■大企業(中小企業も選択可) 【要請に応じた日数】× 最大20万円(売上高減少額による)×1.1	9月下旬に 受付 開始予定	—	—	—

参考 2

○香川県大規模施設等営業委時間短縮協力金（仮称）

時短要請期間	支払額	申請受付期間	申請件数(件)	支払件数(件)	支払額累計(千円)
8月20日～ 9月12日	<p>(主なもの)</p> <p>■大規模施設運営事業者 自己利用部分面積^(※1)1,000㎡^(※2)ごとに20万円 ×短縮した時間／本来の営業時間 ×日数（定休日を除く。）</p> <p>(※1：事業者自らが一般消費者向け事業の用に直接供している部分であって、営業時間短縮要請に応じて営業時間短縮を行っている部分の面積とする。)</p> <p>(※2：1,000㎡を1単位とし、単位未満切捨てとする。1,000㎡未満の場合は1,000㎡とみなす。)</p> <p>■テナント事業者 店舗等面積100㎡^(※)ごとに2万円 ×短縮した時間／本来の営業時間 ×日数（定休日を除く。）</p> <p>(※：100㎡を1単位とし、単位未満切捨てとする。100㎡未満の場合は100㎡とみなす。)</p>	未定	—	—	—

○かがわ安心飲食店認証取得制度

- ・ 感染防止対策に取り組む飲食店を県が認証
- ・ 認証取得に要した経費の一部を補助

かがわ安心飲食店認証制度（申請期間：2021.6.14～2022.1.31）

8月20日時点	申請件数 (うち高松市分)	認証件数 (うち高松市分)
合計	758件 (466件)	370件 (208件)

各市町教育委員会の対応について

1. 2学期の始業式について

2学期の始業式については、8月25日としていた5市町（坂出市、善通寺市、さぬき市、東かがわ市、土庄町）全てで、9月1日に変更した。

（残り12市町については、9月1日始業で変更なし。）

2. 9月1日以降の対応について

9月1日以降の各市町教育委員会における対応について、8月27日（金）時点での聞き取り状況は、下記のとおりである。

○ 授業時間を午前授業に変更する市町教育委員会（7市町）

市町名	変更期間	備考
高松市	9月1日～9月7日	
丸亀市	9月1日～9月7日	
坂出市	(小) 9月1日～9月3日 (中) 9月1日のみ	
善通寺市	9月1日～9月7日	
さぬき市	(小) 9月1日～9月3日	小学校のみ
三木町	9月1日～9月3日	田中小学校のみ9月10日まで
綾川町	9月1日～9月3日	

※ 午前授業の間の給食はあり

○ 残り10市町は、通常どおりの授業時間

香川県の現状

パネル 1

【8/9～緊急事態対策期】

直近1週間の 累積新規感染者数		先週1週間の 累積新規感染者数	
8月28日現在	8月21日現在	8月28日現在	8月21日現在
549人	598人	598人	411人

8月 累積新規感染者数		7月 累積新規感染者数
8月28日現在	8月21日現在	
1825人	1276人	210人

指 標	8月28日現在	8月21日現在
① 直近1週間の累積新規感染者数 (対人口10万人)	10万人当たり 57.4人 <直近1週間(8/22～8/28) 549人>	10万人当たり 62.6人 <直近1週間(8/15～8/21) 598人>
② 感染経路不明者数の割合	42.4% <①のうち感染経路不明は233人>	44.1% <①のうち感染経路不明は264人>
③ 直近1週間と先週1週間の比較	0.9 <先週1週間(8/15～8/21) 598人>	1.5 <先週1週間(8/8～8/14) 411人>
④ 医療のひっ迫具合 (入院医療：確保病床の使用率)	56.0% <入院患者131人/病床234床>	59.4% <入院患者139人/病床234床>
// (入院医療：入院率)	17.9% <入院患者143人/療養者数800人>	18.0% <入院患者146人/療養者数813人>
// (重症者用病床：確保病床の使用率)	25.0% <重症者数7人/病床28床>	32.1% <重症者数9人/病床28床>
⑤ 療養者数(対人口10万人)	10万人当たり 83.7人 <800人[入院143人、宿泊療養等657人]>	10万人当たり 85.0人 <813人[入院146人、宿泊療養等667人]>
⑥ 直近1週間のPCR陽性率	7.7% <陽性549人/検査数7118人>	9.2% <陽性598人/検査数6473人>

(参考) 国分科会提言(R3.4.15) における指標及び目安	
ステージⅢ	ステージⅣ
1週間10万人当たり 15人以上	1週間10万人当たり 25人以上
50%以上	
—	
20%以上	50%以上
40%以下	25%以下
20%以上	50%以上
10万人当たり 20人以上	10万人当たり 30人以上
5%以上	10%以上

香川県の感染者の状況等（8/21～8/27発生分）

n=581

パネル2

○性別

男	293人	50%
女	288人	50%
計	581人	100%

○年代

10歳未満	47人	8%
10歳代	77人	13%
20歳代	144人	25%
30歳代	100人	17%
40歳代	88人	15%
50歳代	57人	10%
60歳代	32人	6%
70歳代	21人	4%
80歳代	14人	2%
90歳以上	1人	0%
計	581人	100%

【参考】

○療養状況（8/28時点）

入院	143人	（うち確保病床131人）
宿泊療養	85人	
自宅療養	226人	
調整中	346人	
計	800人	

○リンク有無

特定※	344人	59%
不明	237人	41%
計	581人	100%

○感染経路（上記※内訳）

同居家族	167人	49%
職場	76人	22%
知人との交友活動	50人	15%
親族	24人	7%
医療・介護等施設	9人	3%
学校	7人	2%
保育施設	6人	2%
ビジネス	2人	1%
調査中	3人	1%
計	344人	100%

○県外歴

有	100人	17%
無	481人	83%
計	581人	100%

○外食・会食

有	148人	25%
無	433人	75%
計	581人	100%

○居住地

高松市	255人	44%
丸亀市	62人	11%
坂出市	37人	6%
善通寺市	15人	3%
観音寺市	44人	8%
さぬき市	10人	2%
東かがわ市	38人	7%
三豊市	33人	6%
三木町	12人	2%
直島町	2人	0%
宇多津町	16人	3%
綾川町	7人	1%
琴平町	2人	0%
多度津町	12人	2%
まんのう町	2人	0%
土庄町	9人	2%
小豆島町	7人	1%
県外	18人	3%
計	581人	100%

重症者の状況（7/28（患者発生日）以降） n=15

パネル 3

○性別		
男	10人	66.7%
女	5人	33.3%

○ワクチン接種の有無		
2回接種	0人	0%
1回接種※	3人	20.0%
無	12人	80.0%

※いずれも1回目のワクチン接種後10日以内の発症

○年代		
40歳未満	0人	0%
40代	5人	33.3%
50代	7人	46.7%
60代	3人	20.0%
70歳以上	0人	0%

※参考 5月の発生 n=12		
50歳未満	0人	0%
50代	3人	25.0%
60代	2人	16.7%
70代	4人	33.3%
80代	2人	16.7%
90歳以上	1人	8.3%

○基礎疾患		
有	4人	26.7%
無	11人	73.3%

○肥満		
有※	2人	13.3%
無	5人	33.3%
不明	8人	53.4%

※BMI30以上

○喫煙		
有	3人	20.0%
吸っていた	2人	13.3%
無	10人	66.7%